

# 規約改正について

理由

- ・懲罰既定の細則について、現在学連の規則の中に規定していないため。

旧

「第 37 条（懲罰）本連盟の名誉を棄損し、または、本連盟の規約及び決議に従わない加盟校、役員に対し、理事会の決議により、次の懲罰を課することができる。」

新

「第 37 条（懲罰）本連盟の名誉を棄損し、または、本連盟の規約及び決議に従わない加盟校、役員に対し、理事会の決議により、次の懲罰を課することができる。ただし細則に関しては全日本大学バレーボール連盟規定に準ずることとする。」

理由

- ・収支のバランスを取り、健全な会計を行うため。

旧

「九州学連登録料（20,000 円）＋全日本学連登録料（10,000 円）＋西日本学連登録料（3,000 円）に新入部員登録料（100 円×新入部員数）を合計した金額。なお、新規登録料は 10,000 円。」

新

「九州学連登録料（20,000 円）＋全日本学連登録料（10,000 円）＋西日本学連登録料（3,000 円）に新入部員登録料（500 円×新入部員数）を合計した金額。なお、新規登録料は 10,000 円。」